

令和元年度 第 1 回地域公共交通会議 指摘事項と対応方針について

委員名	指摘事項	対応方針
前回会議の議事録について		
坂本委員	P.13 の「地域の方及び～」は直前の会長の発言を受けてのものなので、「公共交通が不便な地域の方及び～」と追記して欲しい。	指摘どおり議事録を修正
青木委員	P.15 の「極端な場合、1 時間でもいいから」を「極端な場合、1 時間に 2 本でもいいから」と修正して欲しい。	指摘どおり議事録を修正
議題 (1) 経緯及び経過について		
平野委員	資料 1、P.3 の平成 31 年 4 月の東町循環のダイヤ改正について、どれぐらいの乗継利便性の向上効果があったのか(どれ程の乗継が有るのか)を把握していたら示して欲しい。	利用者数の推移等、実績を踏まえながら運行事業者と整理し、今後提示する。
議題 (2) 基本方針 (案) について		
坂本委員 会長	資料 3-2、方針 1「公共交通が不便な地域における交通弱者への対応」の項目の 2 番目と 3 番目を入れ替える。	指摘どおり修正

委員名	指摘事項	対応方針
議題（3）運行基準（案）について		
■公共交通不便地域の条件について		
鈴木章介委員 関根委員	バス運行会社側から見ても、運行本数について、CoCo バスの現状・運行基準（案）である 1 日 21 便（1 時間に 2 便）に対し、運行本数が 1 日 50 便未満（1 時間に 4 便）を公共交通不便地域の条件とするのは厳しいものではないか。	公共交通不便地域の条件を 20 便/日未満に変更
会長	公共交通不便地域の条件（1 日 50 便未満）に対し、CoCo バスの基準（案）は 1 日 21 便としているため、CoCo バスを運行しても公共交通不便地域は解消されないことになる。この点も踏まえ、どの程度を不便と判断するのか、整理が必要。	
坂本委員	公共交通不便地域の条件を段階ごとに変えた場合の資料を議論・検討の際に示すとよいのではないか。	条件による公共交通不便地域の差を示す図を提示
会長	CoCo バスの運行基準（案）と同水準を条件として公共交通不便地域の設定をした場合の公共交通不便地域図を用意した方がよい。	
■道路幅員・バス停留所設置箇所について		
石川委員 (堀越委員代理)	資料 4、P.7、P.8 の協議対象には道路管理者・土地所有者も含まれるのではないか。	指摘どおり修正
■バス停留所間の距離について		
田崎委員	バス停留所間の距離については当時 200m 間隔を目指した結果、現状 300m 間隔となっているのではないか。運行サービス水準として目指す数値を示す方がよいのではないか。	停留所間の距離を「200～300m」と変更
■運行継続基準について		
関根委員	他地域では存続すべき路線が収支率の条件によって廃止された事例もあるので、収支率を運行継続基準に盛り込むかについてはよく検討した方がよい。	今後検討

委員名	指摘事項	対応方針
■基本方針との対応について		
若藤委員 会長	対応する基本方針について、方針④が多いのではないか。書き方に配慮をした方がよいと考える。	指標「バス停留所間の距離」の基本方針対応について修正（方針①を追加）
■その他		
坂本委員	今回の再編により不便になったという意見が地域の方から出た場合、公平の観点から理解をいただけるような資料が必要ではないか。	公平性の観点については、再編基本方針及び策定プロセスにおいて整理しているため、これらの資料を活用し、地域懇談会等を通して十分な説明に努める。

委員名	指摘事項	対応方針
議題（４）主要施設利用者アンケートについて		
坂本委員	留置だけでなく、施設利用者を書いてもらうよう、代表者に依頼するなどの対応は可能か。	施設職員等に声掛けを依頼
青木委員	設問 3-2 で、バスと徒歩など、複数の移動手段を組み合わせている場合もわかるようにした方がよいのでは。	設問文の修正 複数回答へ変更
	設問 3-3 は、特段の意味がなければ「普通」は取った方がよいのではないか。	市民・利用者アンケート調査との比較のため対応しない。
議題（５）地域懇談会の実施について		
青木委員	当日受付としているが、人数が多すぎても対応できないため、事前申込制とし、余裕があれば当日自由参加とした方がよいのではないか。	事前申込・当日受付方式に変更